

京都府の 環境アセスメント制度

京都府環境影響評価条例



京 都 府

写真：天橋立（「京都の自然200選」から）



環境アセスメントとは

環境アセスメント（環境影響評価）制度は、事業の実施前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に**調査、予測**及び**評価**を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を検討し、事業実施後には**事後調査**を行うことで、予測の不確実性を補い、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

京都府におきましては、平成元年の「京都府環境影響評価要綱」の制定を経て、平成10年に「京都府環境影響評価条例」を制定しました。

平成23年には、方法書等について、インターネットによる公表を義務化するなどの一部改正を行い、平成25年には、これまでの環境影響評価より柔軟な環境保全措置等を可能とするため、事業計画の立案の段階で実施する環境影響評価手続（配慮書手続）を導入する改正を行いました。

京都府の歴史と文化の香り高い健全で恵み豊かな環境の保全と安らぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を図っていくためには、これらのことに適正に配慮された持続的発展が可能な開発が求められますが、このためにも、環境アセスメントは極めて重要なものです。



調査、予測、評価及び事後調査とは

● 調査 ●

予測や評価を行うために必要となる気象条件などの自然的条件、大気環境、水環境等の環境情報を収集し整理することをいいます。

● 予測 ●

対象事業の実施により、環境の状態がどのように変化するかを明らかにすることをいいます。

予測には、各種の予測式に基づいてコンピュータで計算する方法、模型を使って実験する方法、既存の事例から推定する方法などが用いられます。

● 評価 ●

調査、予測の結果を踏まえ、事業を行った場合の環境への影響について、実行可能な最大限の対策がとられているか、環境保全に関する基準、目標等を達成しているかなどを検討します。

評価の結果、環境の保全及び創造のために特に必要がある場合、環境保全等の措置を講じる必要があります。

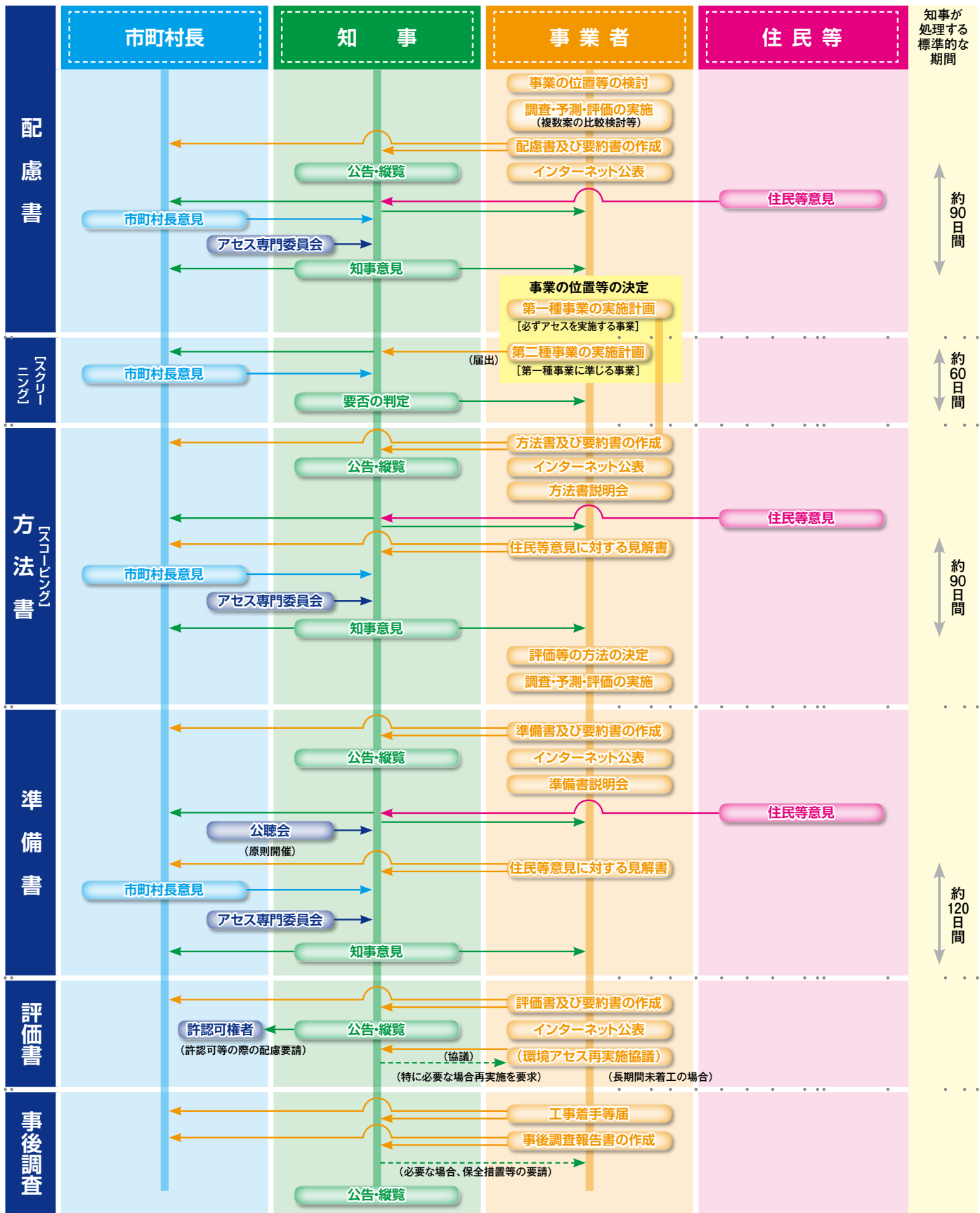
● 事後調査 ●

対象事業に係る工事の実施又は当該工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査することをいいます。

事後調査の結果、環境の保全及び創造のために必要がある場合、環境保全等の措置を講じる必要があります。



手続の流れ





配 慮 書

●事業の位置等の検討

事業者は事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行います。

●調査・予測・評価の実施

環境保全及び創造のために配慮をしなければならない事項について検討を行います。

●配慮書及び要約書の作成

事業者は調査・予測・評価の結果を配慮書としてとりまとめ、それを要約した書類（要約書）とともに、知事及び市町村長に提出します。

●公告・縦覧

知事は、配慮書が作成されたことを公表（公告といいます。）し、府庁等で誰でも見られるようにします（縦覧といいます。）。

●住民等意見

配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、知事へ意見書を提出することができます。

●知事意見

知事は、市町村長意見を聴くとともに、学識経験者で構成するアセス専門委員会の意見を聴くなどの検討を行い、事業者に意見を述べます。

●事業の位置等の決定

事業者は住民等意見及び知事意見を踏まえて、事業の位置等を決定します。

スクリーニング（ふるいわけ）

知事は、第一種事業に準じる規模の事業（第二種事業）について、市町村長意見を聴いて、環境アセスメントの実施の要否の判定を個別に行います。

スコーピング（項目・手法の絞り込み）

事業者は、環境アセスメント実施方法等（環境アセスメントを行う項目及び調査等の方法）を住民意見等を踏まえ決定します。

方 法 書

●方法書及び要約書の作成

事業者は、環境アセスメント実施方法等について、方法書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。

●方法書説明会

事業者は、方法書の内容について、関係住民の方に理解を深めていただくために住民説明会を開催します。

●住民等意見に対する見解書

事業者は住民等意見についての見解書を作成し、知事及び市町村長に提出します。

●評価等の方法の決定

事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえて、評価等の方法を決定します。

準 備 書

●準備書及び要約書の作成

事業者は、調査等の結果や環境の保全及び創造のための措置等について検討した結果を準備書及び要約書としてとりまとめ、知事に及び市町村長に提出します。

●公聴会

知事は、公聴会を開催します。準備書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、公聴会において意見を述べるすることができます。

評 価 書

●評価書及び要約書の作成

事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえ、準備書の内容について検討を行った上で、評価書及び要約書を作成し、知事及び市町村長に提出します。

●許認可等の際の配慮要請

知事は、許認可等を行う際には評価書の内容に配慮し、又は許認可権者に対し許認可等の際に配慮するよう要請します。

事後調査

●工事着手等届

事業者は、工事に着手するときは、知事及び市町村長に工事着手等届を提出の上で、評価書の内容を踏まえ、環境の保全及び創造に配慮して事業を実施するとともに、評価書に記載された内容に従い、事後調査を実施します。

●事後調査報告書の作成

事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。



対象事業

条例が適用される事業の種類・内容及び規模は、次のとおりです。

| 事業の種類・内容 | 第一種事業 <small>(必ず環境アセスメントを行う事業)</small> | 第二種事業 <small>(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)</small> |
|---|--|--|
| 1 道路の新設及び改築の事業 | | |
| (1)一般国道等 (2)林道 (3)特定地域*を通過する林道 (4)その他の道路 | 4車線・長さ7.5km以上 幅員6.5m以上・長さ15km以上 幅員5m以上・長さ10km以上 4車線・長さ7.5km以上 | 4車線・長さ5km～7.5km 幅員6.5m以上・長さ10km～15km — 4車線・長さ5km～7.5km |
| 2 ダム新築等事業 | | |
| (1)ダム (2)堰 (3)放水路 | 貯水面積75ha以上 湛水面積75ha以上 土地改変面積75ha以上 | 貯水面積50ha～75ha 湛水面積50ha～75ha 土地改変面積50ha～75ha |
| 3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業 | | |
| (1)普通鉄道 (2)新設軌道 | 長さ7.5km以上 長さ7.5km以上 | 長さ5km～7.5km 長さ5km～7.5km |
| 4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 | | |
| | 滑走路長さ1,875m以上 | 滑走路長さ1,400m～1,875m |
| 5 発電所の設置又は変更の工事業 | | |
| (1)水力発電所 (2)火力発電所 (3)風力発電所 | 出力22,500kW以上 出力112,500kW以上 出力1,500kW以上 | 出力16,500kW～22,500kW 出力84,000kW～112,500kW — |
| 6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業 | | |
| (1)最終処分場 (2)廃棄物焼却施設 (3)し尿処理施設 | 埋立処分場所面積5ha以上 処理能力4t/時間以上 処理能力100kℓ/日以上 | — — — |
| 7 水面の埋立て及び干拓の事業 | | |
| | 面積40ha以上 | 面積30ha～40ha |
| 8 土地区画整理事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 9 新住宅市街地開発事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 10 工業団地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 11 新都市基盤整備事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 12 流通業務団地造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 13 住宅団地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 14 工場又は事業場の設置又は変更の事業 | | |
| | 最大燃料使用量15kℓ/時間以上 平均排出水量1万m ³ /日以上 | 最大燃料使用量10kℓ/時間～15kℓ/時間 平均排出水量7,500m ³ /日～1万m ³ /日 |
| 15 農用地の造成の事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 16 レクリエーション施設用地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 17 規則で定める事業 | | |
| (1)その他の造成事業 (2)8～13,15,16,17(1)の複合事業 | 面積75ha以上 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha 面積50ha～75ha |

(H28.6追加)

備考 *「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。
 注意 この表は、京都府環境影響評価条例が適用される事業を要約したものです。具体的に事業を実施するに当たっては、条例を参照してください。
 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。



環境影響評価の項目

環境アセスメントを行う項目を大きく区分すると次のとおりです。

| 区 分 | 項 目 |
|---------------------------|---|
| 環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持 | 大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、 地形・地質、地盤、土壌、その他 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の 体系的保全 | 動物、植物、生態系 |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | 景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 環境への負荷量の把握 | 廃棄物等、温室効果ガス等 |
| 歴史的・文化的環境の保全 | 歴史的・文化的景観、文化財、埋蔵文化財包蔵地 |

**京都府環境影響評価条例に基づく手続きが適正かつ円滑に実施されるよう、
事業者や住民のみなさんの御理解と御協力をお願いいたします。**



オオミズナギドリの生息する冠島



平の沢公園の「オニバス」(『京都の自然200選』から)

●お問い合わせ先●

京都府環境部環境管理課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075 (414) 4715 FAX 075 (414) 4710
e-mail kankyoka@pref.kyoto.lg.jp
HP <http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/index.html>

平成26年7月発行
平成28年4月改訂